

利用上の注意

- 1 本報告書は、平成21年7月1日現在で実施された経済センサス基礎調査について、総務省統計局が集計・公表した確報値をもとに、本市関係分と本市の独自集計による市域内小地域の集計結果を収録したものです。

平成21年経済センサス基礎調査は、新たに創出された調査であり、従来の事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。よって姫路市では統計表の時系列比較を行っていません。

具体的には、次の理由であり、その影響は産業により異なります。

- 行政記録を活用したことにより、調査員が外観から認識困難であった事業所が新たに把握された。
- 本社等一括調査により、本社が傘下支所の調査票を記入することから、調査員が外観からは認識困難であった施設内の事業所などが新たに把握された。

- 2 統計表の記号は、次のとおりです。

『－』 該当なし

『…』 不明

『0.0』 単位未満

『△』 負数

- 3 構成比等は、端数を四捨五入しているため、合計において100%にならない場合があります。

- 4 本報告書における「校区」とは、姫路市立学校校区規則(昭和28年教委規則第2号)第2条に規定する小学校の校区に準じたものです。

- 5 民営の事業所のうち、次の事業所は調査の対象から除外されています。

- (1)「大分類A－農業、林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
 - (2)「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業(小分類792 家事サービス業に限る。)」及び「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所
 - (3) 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
 - (4) なお、次の事業所は、経済センサスという事業所に含めていない。
 - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの
- 本報告書における「全事業所」とは上記の調査対象外事業所を含みません。

- 6 国又は地方公共団体の官公署で、社会公共のために主に権力によらない業務を行う事業所は、一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類されます。